

売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること（当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）をいう。

この法律において「指定商品」とは、定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものをいい、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるものをいい、「指定役務」とは、次項、第三十五条の三の六十一、第三十五条の三の六十二、第四十一条及び第四十二条において「指定役務」という。)の提供に先立つてその者から当該商品の代金又は当該指定役務の対価の全部又は一部を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領するものをいう。

一 商品の売買の取次ぎ 購入者

二 指定役務の提供又は指定役務の提供をすること若しくは指定役務の提供を受けることの取次ぎ 当該指定役務の提供を受ける者

する割賦販売（カード等を利用者が交付し又は付与し、そのカード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに当該利用者に商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものを除く。）の方法により、指定商品若しくは指定権利を販売しようとするとき又は指定役務を提供しようとするときは、その相手方に対しても、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該指定商品、当該指定権利又は当該指定役務に関する次の事項を示さなければならぬ。

一 商品若しくは権利の現金販売価格（商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格をいう。以下同じ。）又は役務の現金提供価格（役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格をいう。以下同じ。）

二 商品若しくは権利の割賦販売価格（割賦販売の方針により商品又は権利を販売する場合の価格をいう。以下同じ。）又は役務の割賦提供価格（割賦販売の方法により役務を提供する場合の価格をいう。以下同じ。）

三 割賦販売に係る商品若しくは権利の代金又は役務の支払（その支払に充てるための預金の預入れを含む。次項を除き、以下同じ。）の期間及び回数

四 第十一条に規定する前払式割賦販売以外の割賦販売の場合には、経済産業省令・内閣府令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率

五 第十一条に規定する前払式割賦販売の場合には、商品の引渡時期

一 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売（カード等を利用者が交付し又は付与し、そのカード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに当該利用者に商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものに限る。）の方法により、指定商品若しくは指定権利を販売するため又は指定役務を提供するため、カード等を利用者が交付し又は付与するときは、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 割賦販売に係る商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の期間及び回数

二 経済産業省令・内閣府令で定める方法による算定した割賦販売の手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令・内閣府令で定める事項

4 割賦販売業者は、前条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により、指定商品若しくは指定権利を販売するため又は指定役務を提供するため、カード等を利用者に交付し又は付与するときは、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法

二 経済産業省令・内閣府令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令・内閣府令で定める事項

4 割賦販売業者は、第一項、第二項又は前項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告をするときは、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該広告に、それぞれ第一項各号、第二項各号又は前項各号の事項を表示しなければならない。

(書面の交付)

第四条 割賦販売業者は、第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、次的事項について当該契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 商品若しくは権利の割賦販売価格又は役務の割賦提供価格

二 賦払金(割賦販売に係る各回ごとの代金の支払分をいう。以下同じ。)の額

三 賦払金の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 契約の解除に関する事項

六 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令・内閣府令で定める事項

2 割賦販売業者は、第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定役務を提供する契約について賦払金（第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定役務を提供する契約について賦払金）又は指定役務を提供する契約に締結したときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、次の事項について当該契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

二 弁済金の支払の方法

三 商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

四 契約の解除に関する事項

五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令・内閣府令で定める事項

3 割賦販売業者は、指定商品、指定権利又は指定役務に係る第二条第一項第二号に規定する割賦販売に係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期

二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定期拠

（情報通信の技術を利用する方法）

第四条の二 割賦販売業者は、第三条第二項若しくは第三項又は前条各項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受けける者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令・内閣府令で定めるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該割賦販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（契約の解除等の制限）

第五条 割賦販売業者は、割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金（第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金）又は指定役務を提供する契約に締結したときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、次の事項について当該契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

金。以下この項において同じ。)の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来して、いよいよ賦払金の支払を請求することができない。

前項の規定に反する特約は、無効とする。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第六条 割賦販売業者は、第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約が解除された場合(第三項及び第四項に規定する場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に對して請求することができる。

一 当該商品又は当該権利が返還された場合

当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額

(当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使

用料の額又は当該権利の行使により通常得ら

れる利益に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額

三 当該商品又は当該権利を販売する契約又は当該役務を提供する契約が解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合(次号に掲げる場合を除く。)契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

四 当該役務が特定商取引に関する法律(昭和五十年法律第五十七号)第四十一条第二項に規定する特定继续的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第十九条第一項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始前である場合(契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として当該役務ごとに同条第二項第一号の政令で定め

五 当該役務を提供する契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合(次号に掲げる場合を除く。)提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額

六 当該役務が特定商取引に関する法律第四十条第二項に規定する特定继续的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第四十九条第一項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始後である場合(次号に掲げる場合を除く。)に相当する額を控除した額を加算した額

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

て、その措置により、許可割賦販売業者が、基準日において前払式割賦販売の契約を締結している者から当該基準日までにその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額から当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額を差し引いた額に相当する額（以下「基準額」という。）をその契約によつて生じた債務の弁済に充てることができるものとする。

前受金保全措置として締結する前受業務保証金供託契約は、次条第一項の規定による届出の翌日以降次の基準日の翌日から起算して五十日を経過する日（その日前に当該次の基準日に係る基準額について同項の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託者のために委託額に相当する額の前受業務保証金を供託する各号の一に該当することとなつた場合又は受託者が第二十条の三第三項の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託者のために委託額に相当する額の前受業務保証金を供託することを約する契約とする。

銀行その他政令で定める金融機関又は経済産業大臣の指定する者でなければ、前項の前受業務保証金供託委託契約（以下単に「供託委託契約」という。）の受託者となることができない。

第十六条第一項及び第十七条第二項の規定は、前受金保全措置として前受業務保証金を供託する場合に準用する。

第十八条の四 前受金保全措置を講じた許可割賦販売業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る基準額についての前受金保全措置につき、書面で、経済産業大臣に届け出なければならない。

許可割賦販売業者が新たな前受金保全措置を講じて前項の規定による届出をする場合には、当該前受金保全措置が、前受業務保証金の供託であるときは供託物受け入れの記載のある供託書の写しを、供託委託契約の締結であるときは当該契約書の写しをそれぞれ同項の書面に添附しなければならない。

第十八条の五 前受金保全措置を講じている許可割賦販売業者は、基準日において前払式割賦販売の契約を締結している者から当該基準日までにその契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金の合計額の二分の一に相当する額が当該基準日における第十七条第一項に規定する営業保証金の額以下となつたときは、規定の基準日までに、前受業務保証金の全部を取

り戻し、又は供託委託契約の全部を解除することができる。

2 前項に定める場合を除き、前受金保全措置を講じていてる許可割賦販売業者は、基準日において当該前受金保全措置により前払式割賦販売契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなつたときは、次の基準日までに、そのこえる額につき、前受業務保証金を取り戻し、又は供託委託契約の全部若しくは一部を解除することができる。

3 前二項の規定による前受業務保証金の取り戻しは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければ、することができない。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による前受業務保証金の取り戻しに関し必要な事項は、法務省令・経済産業省令で定めることができる。

5 第一項又は第二項の規定による供託委託契約の解除は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

6 前受金保全措置としての供託委託契約は、第一項又は第二項の規定による場合のほか、その全部又は一部を解除することができない。ただし、当該供託委託契約の一部を解除した場合において、なお当該供託委託契約が第十八条の三第三項に規定する要件を満たすものであるときは、この限りでない。

7 前項の規定に反する特約は、無効とする。
(承継)

第十八条の六 許可割賦販売業者が事業の全部を譲渡し、又は許可割賦販売業者について合併若しくは分割(当該事業の全部を承継させるものに限る)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、その許可割賦販売業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第一項第二号又は同項第六号から第八号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により許可割賦販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書

面を添附して、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
(変更の届出等)

第十九条 許可割賦販売業者は、第十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 許可割賦販売業者は、前払式割賦販売契約約款を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出があつた場合において、その変更後の前払式割賦販売契約約款の内容が第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準に適合しなくなると認めるときは、当該許可割賦販売業者に対し、その内容の変更を命ずることができる。

4 第十二条第二項及び第三項の規定は第一項の規定による変更の届出をする場合に、同条第二項の規定は第二項の規定による変更の届出をする場合に準用する。

(帳簿の備付け)

第十九条の二 許可割賦販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、前払式割賦販売の契約について経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(契約の締結の禁止)

第二十条 経済産業大臣は、許可割賦販売業者が第十五条第一項第三号の規定に該当することとなつたときは、当該許可割賦販売業者に対し、前払式割賦販売の契約を締結してはならない旨を命じなければならない。ただし、その命令をすることによつて購入者の保護に欠けることとなる場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その許可割賦販売業者が六月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。
(改善命令)

第二十条の二 経済産業大臣は、許可割賦販売業者の財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営が次の各号のいずれかに該当する場合において、購入者の利益を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該許可割賦販売業者に対し、財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営を改

善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 一事業年度の収益の額の費用の額に対する比率が経済産業省令で定める率を下つた場合二 流動資産の合計額の流動負債の合計額に対する比率が経済産業省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、購入者の利益を保護するため財産の状況又は前払式割賦販売に係る業務の運営につき是正を加えることが必要な場合として経済産業省令で定める場合

2 前項第一号の収益の額及び費用の額並びに同項第二号の流動資産の合計額及び流動負債の合計額は、経済産業省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 経済産業大臣は、許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第一項第三号に該当する場合において、同項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第一項第三号に該当する場合において、購入者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による命令に関し、必要な意見を述べることができる。

(供託委託契約の受託者の供託等)

第二十条の三 経済産業大臣は、前受金保全措置として供託委託契約を締結している許可割賦販売業者が第二十七条第一項第一号から第四号なら第六号までの一に該当するとき、又は第二十一条第一項の権利を有する者若しくは当該許可割賦販売業者から当該許可割賦販売業者が第二十七条第一項第五号若しくは第六号に該当する旨の申出をあつたときは、遅滞なく、第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六十日以上の一定の期間内に経済産業大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る前受金保全措置についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、当該許可割賦販売業者に係る供託委託契約の受託者に対し、当該公示に係る債権の申出をすべき期間の末日までに当該供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託す

べきことを指示しなければならない。ただし、当該受託者が次項の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託している場合は、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前項本文に定める場合のか、許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結した者との契約によつて生ずる債権を保全するため必要があると認めたときは、当該許可割賦販売業者に係る供託委託契約の受託者に対し、期限を指定して供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託すべきことを指示することができる。

4 供託委託契約の受託者は、第二項本文の規定による指示を受けたときは第一項の規定による公示に係る債権の申出をすべき期間の末日までに、前項の規定による指示を受けたときは同項の規定により指定された期限までに、当該供託委託契約に基づく前受業務保証金を供託しなければならない。

5 供託委託契約の受託者は、前項の規定により前受業務保証金を供託したときは、経済産業大臣に供託契約の記載のある供託書の写しを提出しなければならない。

6 第十六条第一項の規定は、第四項の規定により供託する場合に準用する。この場合において、同条第一項中「主たる営業所」とあるのは、許可割賦販売業者の「主たる営業所」と読み替えるものとする。

第二十条の四 前条第二項本文の規定による指示

1 を受けて前受業務保証金を供託した供託委託契約の受託者は、同条第一項の規定による公示に係る債権の申出をすべき期間内にその申出がなかつた場合には、その供託した前受業務保証金を取り戻すことができる。

2 前条第三項の規定による指示を受けて前受業務保証金を供託した供託委託契約の受託者は、同条第一項の規定による公示がなつたとき、当該公示が前受業務保証金を取扱うところにより経済産業大臣の承認を受けたときは、その供託した前受業務保証金を取り戻すことができる。

3 前二項の規定による前受業務保証金の取扱いに関し必要な事項は、法務省令・経済産業省令の契約を締結した者は、その契約によつて生じた（營業保証金及び前受業務保証金の還付）

た債権に関し、当該許可割賦販売業者又は当該許可割賦販売業者と供託委託契約を締結した受託者が供託した営業保証金又は前受業務保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。（権利の実行があつた場合の措置）

3 第二十二条 許可割賦販売業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十七条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その債権を知つた日以後遅滞なく、その不足額を供託しなければならない。

4 前受金保全措置を講じている許可割賦販売業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、当該前受金保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができるものと認めたときは、その債権を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 第十六条第二項及び第十七条第二項の規定は第一項の規定により供託する場合に、第十八条の四第二項の規定は前項の規定による届出に準用する。

（営業保証金及び前受業務保証金の保管替え等）

2 第二十二条の二 許可割賦販売業者は、前受業務保証金及び前受業務保証金の保管替え等の契約の受託者は、金銭のみをもつて営業保証金又は前受業務保証金を供託している場合において、許可割賦販売業者の主たる営業所の所在地において変更があったためそのもよの供託所が変更したときは、遅滞なく、営業保証金又は前受業務保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の許可割賦販売業者の主たる営業所のもよの供託所への営業保証金又は前受業務保証金の保管替えを請求しなければならない。

3 許可割賦販売業者は、第十七条第二項に規定する有価証券又はその有価証券及び金銭をもつて営業保証金又は前受業務保証金を供託している場合において、主たる営業所の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、当該営業保証金又は前受業務保証金の額と同額の営業保証金又は前受

業保証金を所在地変更後の主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。その供託をしたときは、法務省令・経済産業省令で定めることにより、所在地変更前の主たる営業所の最寄りの供託所に供託した営業保証金又は前受業務保証金を取り戻すことができる。

4 第二十三条 経済産業大臣は、許可割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

5 第二十四条 絏済産業大臣は、第二十条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項の規定によりこれを取り消したとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消したこととなつたときは、経済産業省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。

6 第二十五条 経済産業大臣は、第一項又は第八号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消さなければならない。

7 第二十六条 経済産業大臣は、許可割賦販売業者が第一に該当するときは、当該許可割賦販売業者に対し、三月以内の期間を定めて前払式割賦販売の契約を締結してはならない旨を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

8 第二十七条 経済産業大臣は、前払式割賦販売の営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 第二十八条 経済産業大臣は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（契約の解除）

2 第二十九条 経済産業大臣は、許可割賦販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可割賦販売の営業を廃止したとき、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第三十条 経済産業大臣は、前払式割賦販売の契約に係る商品の引渡しを受けていないものは、その契約を解除することができる。

4 第三十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、基準日の翌日から起算して五十日を経過する日までの間に当該基準日に係る基準額について前受金保全措置を講じなかつたときは、

5 第三十二条 経済産業大臣は、許可割賦販売業者が前項の規定による命令に違反したときは、

6 第三十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

7 第三十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

8 第三十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

9 第三十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

10 第三十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

11 第三十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

12 第三十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

13 第四十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

14 第四十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

15 第四十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

16 第四十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

17 第四十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

18 第四十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

19 第四十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

20 第四十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

21 第四十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

22 第四十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

23 第五十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

24 第五十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

25 第五十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

26 第五十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

27 第五十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

28 第五十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

29 第五十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

30 第五十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

31 第五十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

32 第五十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

33 第六十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

34 第六十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

35 第六十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

36 第六十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

37 第六十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

38 第六十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

39 第六十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

40 第六十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

41 第六十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

42 第六十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

43 第七十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

44 第七十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

45 第七十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

46 第七十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

47 第七十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

48 第七十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

49 第七十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

50 第七十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

51 第七十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

52 第七十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

53 第八十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

54 第八十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

55 第八十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

56 第八十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

57 第八十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

58 第八十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

59 第八十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

60 第八十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

61 第八十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

62 第八十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

63 第九十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

64 第九十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

65 第九十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

66 第九十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

67 第九十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

68 第九十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

69 第九十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

70 第九十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

71 第九十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

72 第九十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

73 第一百条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

74 第一百零一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

75 第一百零二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

76 第一百零三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

77 第一百零四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

78 第一百零五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

79 第一百零六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

80 第一百零七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

81 第一百零八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

82 第一百零九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

83 第一百一十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

84 第一百一十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

85 第一百一十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

86 第一百一十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

87 第一百一十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

88 第一百一十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

89 第一百一十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

90 第一百一十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

91 第一百一十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

92 第一百一十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

93 第一百二十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

94 第一百二十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

95 第一百二十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

96 第一百二十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

97 第一百二十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

98 第一百二十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

99 第一百二十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

100 第一百二十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

101 第一百二十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

102 第一百二十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

103 第一百三十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

104 第一百三十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

105 第一百三十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

106 第一百三十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

107 第一百三十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

108 第一百三十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

109 第一百三十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

110 第一百三十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

111 第一百三十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

112 第一百三十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

113 第一百四十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

114 第一百四十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

115 第一百四十二条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

116 第一百四十三条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

117 第一百四十四条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

118 第一百四十五条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

119 第一百四十六条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

120 第一百四十七条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

121 第一百四十八条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

122 第一百四十九条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

123 第一百五十条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

124 第一百五十一条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

125 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

126 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

127 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

128 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

129 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

130 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

131 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

132 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

133 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

134 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

135 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

136 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

137 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

138 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

139 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

140 第一百五十ニ条 経済産業大臣は、前項の規定による命令に違反したときは、

5 経済産業大臣は、認定包括信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
 一 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。
 二 第三項の規定に違反して、同項の変更の認定を受けずに、第一項第一号の方法又は同項第二号の体制を変更したとき。
 三 第三十条の六第一項（次条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三十条の五の六本文に係る部分に限る。）の規定による命令に違反したとき。
 四 不正の手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。
 5 第三十条の二、第三十条の二の二及び前条の規定は、認定包括信用購入あつせん業者については、適用しない。

(利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止)

第三十条の五の六 認定包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該利用者に交付し若しくは付与しようとする場合は付与しようとするカード等に係る極度額又は当該増額された後の極度額が、利用者支払可能見込額を超えるときは、当該カード等を交付し若しくは付与し、又は極度額を増額してはならない。ただし、当該利用者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(契約の解除等の制限の特例)

第三十条の五の七 認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が政令で定める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合における第三十条の二の四第一項の規定の適用については、同項中「二十日」とあるのは、「七日以上二十日以下の間で政令で定める日数」とする。

(改善命令)

第三十条の六 経済産業大臣は、認定包括信用購入あつせん業者が第三十条の五の二、第三十条の五の五第一項本文、第二項若しくは第三項、第五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該認定包括信用購入あつせん業者に對し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 認定包括信用購入あつせん業者は、利用者査を行なうときは、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならない。

3 認定包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与した場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれによつて経済産度額を増額した場合には、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、利用者支払可能見込額の算定に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

4 認定包括信用購入あつせん業者は、経済産業省令で定めるところにより、定期的に、利用者支払可能見込額の算定の実績その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

て、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めることは、經濟産業大臣に対し、第一項の規定による命令に關し、必要な意見を述べることができる。

第三款

包括信用購入あつせん業者の登録等の交付等の禁止) (登録等の登録等の登録)

第三十一条 包括信用購入あつせんは、經濟産業省に備える包括信用購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録包括信用購入あつせん業者」という）。でなければ、業として営んではならない。ただし、第三十五条の三の六十第一項第四号の団体については、この限りでない。

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 名称
二 本店その他の営業所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所その他の営業所）の名称及び所在地
三 資本金又は出資の額

四 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として經濟産業省令で定めるものを含む。以下この節、次節及び第三章の四第二節において同じ。）の氏名

五 第三十四条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
六 この法律又は貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたが、その執行の期間が満たない法人
七 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

八 この法律、貸金業法若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を

2 経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、違法なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

第三十三条の二

経済産業大臣は、第三十二条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(登録の拒否)

一 法人でない者
二 外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者
三 資本金又は出資の額が包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者を保護するため必要かつ適切であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

四 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人

五 第三十四条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

六 この法律又は貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたが、その執行の期間が満たない法人
七 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

八 この法律、貸金業法若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を

3 内閣総理大臣は、認定包括信用購入あつせん業者が第三十条の五の二、第三十条の五の五第一項本文、第二項若しくは第三項又は第三十条の五の六本文の規定に違反している場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第三十三条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を包括信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

ない場合として経済産業省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

この節において「個別支払可能見込額」とは、主として自己の居住の用に供する住宅その他他の経済産業省令・内閣府令で定める資産を譲渡し、又は担保に供することなく、かつ、生活維持費に充てるべき金銭を使用することなく、購入者又は役務の提供を受けた者が個別信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入しようとする商品若しくは指定権利の代金又は受領しようとする役務の対価に相当する額の支払に充てることができると見込まれる一年間当たりの額をいう。

個別信用購入あつせん業者は、第一項本文の規定による調査を行うときは、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならない。

個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合には、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、第一項本文の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止)

第三十五条の三の四 個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額のうち一年間に支払うこととなる額が、前条第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した個別支払可能見込額を超えるときは、当該個別信用購入あつせん関係受領契約を締結してはならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査)

第三十五条の三の五 個別信用購入あつせん業者は、次の場合のいずれかに該当する契約(第三十五条の三の七において「特定契約」という)であるて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約(以下「個別信用購入あつせん関係販売契約」という)、又は個別信用購入あつせんに係る提供する契約(以下「個別信用購入あつせん関係役務提供契約」と

いう。)に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合に、その契約の締結に先立つて、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による同条各号のいづれかに該当する行為の有無に関する事項であつて経済産業省令・内閣府令で定める事項を調査しなければならない。

一 特定商取引に関する法律第二条第一項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に係る契約

二 特定商取引に関する法律第二条第三項に規定する電話勧誘販売(以下「電話勧誘販売」という。)に係る契約

三 連鎖販売個人契約のうち特定商品販売等契約を除いたもの(以下「特定連鎖販売個人契約」という。)

四 特定商取引に関する法律第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約等契約(以下「特定継続的役務提供等契約」という。)

五 業務提供誘引販売個人契約

六 個別信用購入あつせん業者は、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、前項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(調査の協力)

第三十五条の三の六 個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、前条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの承諾等の禁止)

第三十五条の三の七 個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知った事項からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に該当する行為をしたと認めるときは、当該契約の相手方に対し当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん

せん関係受領契約の申込みをし、又は当該勧誘の相手方から受けた当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを承諾してはならない。ただし、当該勧誘の相手方が当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認した場合その他該勧誘の相手方の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一 特定商取引に関する法律第六条第一項から第三項まで、第二十二条各項、第三十四条第二号)第四条第一項から第三項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。)(個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付)

二 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第四条第一項から第三項までに規定する行為(同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。)(個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付)

三 第三十五条の三の八 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 商品若しくは権利又は役務の種類

二 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

三 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部(当該代金又は当該対価の全部又は一部に係る個別信用購入あつせんの手数料を含む。以下同じ。)の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期(当該契約が特定継続的役務提供等契約であるときは、役務の提供期間又は権利の行使により受けができる役務の提供期間)

五 当該契約が連鎖販売個人契約であるときは、商品若しくは権利の再販売、受託販売又は特定期限で定める方法により誘引した者(以下「個別信用購入あつせん関係特定顧客」という。)からその申込みを受けた個別

は同種役務の提供についての条件に関する基本的な事項

六 当該契約が特定継続的役務提供等契約であつて、当該役務の提供に際し当該役務の提供を受けた者が購入する必要のある商品があるときは、その商品名

七 当該契約が業務提供誘引販売個人契約であると zwar, 商品若しくは権利若しくは提供される業務を利用する業務の提供又はあつせんにについての条件に関する基本的な事項

八 当該契約の解除に関する事項(購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方である場合には同条第五項本文の規定により当該契約が解除されたものとみなされることは、同項ただし書の場合に該当するものを除く。)(個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付)

九 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令・内閣府令で定める事項(個別信用購入あつせん業者による書面の交付)

三 第三十五条の三の九 個別信用購入あつせん業者は、次に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該契約に関する次項各号の事項を記載した書面を当該申込みをした者に交付しなければならない。

一 個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該契約に関する次項各号の事項を記載した書面を当該申込みをした者に交付しなければならない。

二 別個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当する営業所等(以下「営業所等」という。)以外の場所においてその申込みを受けた個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当する営業所等(以下「営業所等」とい

金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対する交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金額の支払を請求することができない。ただし、申込みの撤回等があつた時以前に特定商取引に関する法律第九条第一項、第九条の二第一項、第二十四条第一項又は第二十条の二第二項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、申込みの撤回等があつた場合において、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する申込み又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する申込み又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が訪問販売に係る個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約又は電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げるとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引における他の法律第六条第一項第一号又は第二十一条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結の時から五年を経過したと解してはならない。

六 前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する事項であつて、購入者又は役務の提供を受けた者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

七 申込みの撤回等があつた時以後、特定商取引に関する法律第九条第一項、第九条の二第一項、第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

八 第一項から第四項まで及び第六項の規定による特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

五条の三の一第一項に規定する個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。」とす
る。(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第三十五条の三の十三 購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が訪問販売に係る個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係受領契約又は電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げるとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 購入者又は役務の提供を受ける者が前項の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約が取消しその他の事由により初めから無効である場合には、当該個別信用購入あつせん業者は、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に対し、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して交付をした商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の支払を請求することができない。

二 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引における他の法律第六条第一項第一号又は第二十一条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

五 個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して個別信用購入あつせん業者に領取する金額を返還しなければならない。

六 第二項の場合において、購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係受領契約に關連して個別信用購入あつせん業者に領取して金銭を支払っているときは、その返還を請求することができる。

七 第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

八 第一項の規定は、同項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法(明治十九年法律第八十九号)第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項(第三十五条の三の十第一項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から第十四項までの規定に開する事項を含む。)

第三十五条の三の十四 購入者又は役務の提供を受ける者は、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、第一号から第六号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二 個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引における法律第三十四条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

五 個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項(第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に開する事項を含む。)

口 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十

二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等处罚に

する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せら

れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過し

ない者

二 登録個別信用購入あつせん業者が第三十

五条の三の三十二第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、

その処分があつた日前三十日以内にその登

録個別信用購入あつせん業者の役員であつ

た者で、その処分があつた日から五年を経過しないもの

ホ 暴力団員等

八 個別信用購入あつせんに係る業務に関し不

正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある法人として経済産業省令で定めるもの

九 第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査及び第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他この法律に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制、購入者は役務の提供を受ける者の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制その他の個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められるい法人

二 第十五条第二項及び第三項の規定は、第三十

五条の三の二十四第一項の規定による登録の申請があつた場合に準用する。

（登録の更新）

第三十五条の三の二十七 第三十五条の三の二十三の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十五条第二項及び第三項、第三十五条の三の二十四、第三十五条の三の二十五並びに前項の二十一、第三十五条の三の三十二の二十九

（登録の取消し等）

第三十五条の三の三十二 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、個別信用購入あつせん業者登録簿につき、その登録個別信

第一項の規定は、前項の登録の更新に準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の登録は、

登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有效期間の満了日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（変更の届出）

第三十五条の三の二十八 登録個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の二十四第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項について

変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

（登録簿の閲覧）

第三十五条の三の二十九 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第三十五条の三の三十 登録個別信用購入あつせん業者は、自己の名義をもつて、他人に個別信用購入あつせんを業として営ませてはならない。

（改善命令）

第三十五条の三の三十一 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の二十六第一項第九号の規定に該当することとなつたと認めるときは、その必要の限度において、当該登録個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三十五条の三の三十二 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、個別信用購入あつせん業者登録簿につき、その登録個別信

かに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十五条の三の二十六第一項第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 前項第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

三 第三十五条の三の三十五において準用する登録（第三十五条の三の二十七第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

二 不正の手段により第三十五条の三の二十一第一項又は第二項の規定により登録を定めたとき。

三 第三十五条の三の三十五において準用する登録の更新を含む。）を受けたとき。

三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

二 前項第一項又は第二項の規定により登録を定めたこととみなされたとき。

三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

二 前項第一号若しくは第三号の規定により登録を取り消されたときは、当該登録個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

（販売業者等の契約の解除）

第三十五条の三の三十四 登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又

は前項第一号若しくは第三号の規定により登録を取り消されたときは、当該登録個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

（前項第五項の規定は、前項第一号又は第三号の規定により登録を解除した場合に準用する。）

二 前項第五項の規定は、前項第一号又は第三号の規定により登録を解除した場合に準用する。

（販売業者等の契約の解除）

第三十五条の三の三十五 第二十四条、第二十六条第一項及び第二十八条の規定は、個別信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。こ

の場合において、第二十四条中「第二十条第一項第四条第四項において同じ。」に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議反している場合におけるものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

四 内閣総理大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が第二項第一号の命令に違反した場合において、購入者は又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に關し、必要な意見述べることができる。

五 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録個別信用購入あつせん業者であつた者に通知しなければならない。

（登録の取消し等）

第三十五条の三の三十三 経済産業大臣は、次

の規定により登録を消除されたとき」と、「前

払式割賦販売の契約」とあるのは「個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を相手方とする個別信

用購入あつせん業者に関する登録を消除しなければならない。

一 第三十五条の三の二十七第一項の規定により登録が効力を失つたとき。

二 前項第一項又は第二項の規定により登録を定めたこととみなされたとき。

三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

二 前項第一号若しくは第三号の規定により登録を取り消したとき。

三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

用購入あつせんに係る契約及び個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

第三節 指定信用情報機関

第一款 通則

(特定信用情報提供等業務を行う者の指定)

第三十五条の三の三十六 経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、こ

の節の定めるところにより特定信用情報提供等業務(特定信用情報の収集及び包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ)を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財團で代表者は又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

二 第三十五条の三の五十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)又はこれらに相当する外国の法令に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員を含む)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下の款及び第三款において同じ。)のうち、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定めている者

八 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受ける

ことがなくなつた日から五年を経過しないたる者

二 第三十五条の三の五十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。本において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

三 第三十五条の三の五十四第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員での処分を受けた日から五年を経過しない者

四 第三十五条の三の五十四第一項の規定又はこの法律若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類

六 収支計算書並びに事業報告書

七 財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は

八 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

九 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十一 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十二 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十三 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十四 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十五 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十六 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十七 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十八 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

十九 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

二十 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

二十一 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

二十二 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

二十三 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

二十四 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

二十五 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

二十六 第三十五条の三の三十七第一項の申請書に

記載する事項の証明書

四 役員の氏名又は商号若しくは名称

四 特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行う

ときは、その業務の内容

に該当することを誓約する書面

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件

に該当することを誓約する書面

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に承認を受けたときは、この限りでない。

二 指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に承認を受けたときは、この限りでない。

三 業務規程

二 定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるもの)を含む。)

三 業務規程

二 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類

三 前項の場合において、定款、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは収支計算書又は事業報告書が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(指定信用情報機関の役員の兼職の制限)

第三十五条の三の三十八 指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、経済産業省令で定めるものが、特定信用情報提

供等業務を適正かつ効率的にを行うに足りるものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

六 特定信用情報提供等業務を遂行するため必要と認められる財産的基礎で経済産業省令で定めるものを有すると認められること。

七 その人的構成に照らして、特定信用情報提

供等業務を適正かつ確実に遂行することがで

きる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

八 経済産業大臣は、前項の規定による指定をし

たときは、指定信用情報機関の商号又は名称及

び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該

指定をした日を官報で公示しなければならぬ。

(指定の申請)

第三十五条の三の三十九 指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、

他の経済産業省令で定める法人の代表者とな

り、若しくは常務に従事し、又は貸金業法第二

条第一項に規定する貸金業その他の経済産業省

令で定める事業を営んではならない。

(秘密保持義務)

第三十五条の三の三十九 指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、

他の経済産業省令で定める法人の代表者とな

り、若しくは常務に従事し、又は貸金業法第二

条第一項に規定する貸金業その他の経済産業省

令で定める事業を営んではならない。

(指定信用情報機関の業務)

第三十五条の三の四十 指定信用情報機関は、こ

の節の規定及び業務規程の定めるところによ

り、特定信用情報提供等業務を行うものとす

る。

(兼業の制限)

第三十五条の三の四十 指定信用情報機関は、

特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提

供等業務に付随する業務のほか、他の業務を行

うことができない。ただし、当該指定信用情報機

関が割賦販売業者及びローン提携販売業者に対

する信用情報(利用者(第二条第一項第二号に

規定する利用者及び同条第三項第一号に規定す

る利用者をいう。)又は購入者若しくは役務の

提供を受ける者の支払能力に関する情報をい

う。第三十八条及び第三十九条において同じ。)

の提供に係る業務その他特定信用情報提供等業

務を適正かつ確實に行うにつき支障を生ずるお

それがないと認められる業務について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

規定期する利用者及び同条第三項第一号に規定する利用者をいう。又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する情報をいう。第三十八条及び第三十九条において同じ。)の提供に係る業務その他特定信用情報提供等業務を適正かつ確實に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務規程の認可)

第三十五条の三の四十二 指定信用情報機関は、

特定信用情報提供等業務に付随する業務を行

うことを認可する。前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた特定信用情報提供等業務の一部を、

当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。

(業務規程の認可)

第三十五条の三の四十三 指定信用情報機関は、

特定信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項

に関する業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者との特定信用情報の提供内容とする契約(以下「特定信用情報提供契約」という。)の締結に関する事項

二 特定信用情報の収集及び提供に関する事項

三 特定信用情報の漏えい、滅失又はき損の防

止その他の特定信用情報の安全管理に関する事項

四 特定信用情報の正確性の確保に関する事項

五 料金に関する事項

六 他の指定信用情報機関があるときは、当該

情報（特定信用情報のうち、包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約に係る第三十五条の三の五十六第一項各号に掲げる事項に係る情報をいう。以下同じ。）の提供に関する事項その他の当該他の指定信用情報機関との特定信用情報提供等業務の連携に関する事項（第三十五条の三の四十七第二項の規定により手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料に関する事項を含む。）

七 特定信用情報提供契約を締結した相手方である包括信用購入あつせん業者（以下「加入包括信用購入あつせん業者」という。）又は特定信用情報提供契約を締結した相手方である個別信用購入あつせん業者（以下「加入個別信用購入あつせん業者」という。）に対する監督に関する事項

八 特定信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項

九 苦情の処理に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、特定信用情報提供等業務の実施に必要な事項として経済産業省令で定める事項

一 前項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

二 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者から利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る特定信用情報の提供を依頼された場合には、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係るすべての特定信用情報を提供すること。

三 第一項第五号に掲げる事項に関する業務規程は、特定信用情報提供等業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならない。

四 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営に係る事項に係る事項を内容とするものでなければならない。

実施上不適当となつたと認めるときは、指定信用情報機関は、用情報機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第三十五条の三の四十 指定信用情報機関は、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が特定信用情報提供契約の締結を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

2 指定信用情報機関は、特定の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録の保存)

第三十五条の三の四十五 指定信用情報機関は、経済産業省令で定めるところにより、特定信用情報提供等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者に対する監督)

第三十五条の三の四十六 指定信用情報機関は、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を第三十条の二第一項本文の規定による調査、第三十条の五の第五第二項の調査、第三十五条の二の四第二項の調査又は第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査その他の利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する事項の調査(第三十五条の三の五十九第一項及び第五十条第二号において「支払能力調査」という。)以外の目的で使用しないよう加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(指定信用情報機関の情報提供)

第三十五条の三の四十七 指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から基礎特定信用情報の提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合その他経済産業省令で定める場合を除き、当該依頼に応じ、基礎特定信用情報を提供しなければならない。

2 指定信用情報機関は、前項の規定による基礎特定信用情報の提供に関して、手数料を徴収することができる。

<p>第三十五条の三の四十九 指定信用情報機関は、第一項の規定による基盤特定信用情報の提供に係る業務について準用する。</p> <p>(加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者の名簿の縦覧)</p> <p>第三十五条の三の四十八 指定信用情報機関は、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(名称の使用制限)</p>	<p>第三十五条の三の四十九 指定信用情報機関は、第一項の規定による指定を受けた者を除く。は、その名簿中、又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p>	<p>第三款 監督</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第三十五条の三の五十 指定信用情報機関は、第三十五条の三の三十七第一項第一号から第三号までのいづれかに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定により指定信用情報機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>(業務及び財産に関する報告書の提出)</p> <p>第三十五条の三の五十一 指定信用情報機関は事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、絏済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、絏済産業省令で定める。(改善命令)</p> <p>第三十五条の三の五十二 経済産業大臣は、指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の運営に関する、特定信用情報提供等業務の適正かつ実な遂行を確保するため必要があると認めときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に対し、財産の状況又はその業務の運</p>
---	---	--

第三十五条の三の五十三	指定信用情報機関は、特定信用情報提供等業務の休廃止（特定信用情報提供等業務の休廃止）
2	指定信用情報機関が、天災その他のやむを得ない理由により特定信用情報提供等業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して経済産業大臣に届け出るとともに、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者並びに他の指定信用情報機関に通知しなければならない。指定信用情報機関がその休止した当該特定信用情報提供等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。
3	前二項の規定により指定信用情報機関による特定信用情報提供等業務が休止している場合において、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関の保有する特定信用情報の全部又は一部を使用することができないときは、第三十条の二第三項、第三十条の五の五第二項、第三十五条の二の四第二項又は第三十五条の三の三第三項の規定は、適用しない。（指定の取消し等）
第三十五条の三の五十四	経済産業大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定若しくは第三十五条の三の四十一第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、特定信用情報提供等業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。
一	第三十五条の三の三十六第一項第三号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。
二	不正の手段により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けたとき。
三	法令又は法令に基づく处分に違反したとき。
2	経済産業大臣は、前項の規定により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を取り

消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(特定信用情報提供等業務移転命令)

第三十五条の三の五十五 経済産業大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定信用情報機関に対し、特定信用情報提供等業務の全部又は一部を他の指定信用情報機関に行わせることを命ずることができるものとし、當該指定信用情報機関の停止を命ずる。

一 前条第一項の規定により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を取り消し、又は特定信用情報提供等業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき。

二 第三十五条の三の五十三第一項の認可をするとき。

三 弁済期にある債務の弁済が特定信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四 指定信用情報機関が天災その他の事由により特定信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

第五十五条の三の五十六 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者（基礎特定信用情報の提供）

第三十五条の三の五十六 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、指定信用情報提供契約を締結したときは、当該特定信用情報提供契約の締結前に締結した購入又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約で当該特定信用情報提供契約を締結した時点において支払時期の到来していない支払分又は弁済金（支払時期が到来しており、かつ、支払の義務が履行されていないものを含む。）があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

一 当該購入又は当該役務の提供を受ける者の氏名及び住所その他の当該購入又は当該役務の提供を受ける者を識別することができるものとして経済産業省令で定めるもの

二 契約年月日

三 支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されない包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る債務の額

四 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る基礎特定信用情報の加入を命ぜられた加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用機関（特定信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関をいう。以下同じ。）に提供しなければならない。

3 前二号の規定による基礎特定信用情報の提供をした加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、当該提供をした基础特定信用情報を変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。（指定信用情報機関への特定信用情報の提供等に係る同意の取得等）

第三十五条の三の五十七 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、加入指定信用情報機関を利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る特定信用情報の提供の依頼（当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、経済産業省令で定める場合を除き、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならぬ。

第三十五条の三の五十八 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、加入個別信用購入あつせん業者又は加入個別信用機関から提供を受けた特定信用情報を使用して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供をしなければならない。

第三十五条の三の五十九 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼（当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をして、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

第三十五条の三の六十 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

第三十五条の三の六十一 この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の六十二 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の六十三 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の六十四 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に提供する旨の同意

3 加入包括信用購入あつせん業者は、前二項の同意を得た場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

第四節 （加入指定信用情報機関の商号等の公表）

第三十五条の三の六十五 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、前二項の同意を得た場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

第三十五条の三の六十六 加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

（加入指定信用情報機関の商号等の公表）

第三十五条の三の六十七 加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第三十五条の三の六十八 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、前二項の同意を得た場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

第三十五条の三の六十九 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼（当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をして、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

第三十五条の三の七十 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

第三十五条の三の七十一 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十二 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十三 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十四 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十五 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十六 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十七 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十八 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の七十九 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の八十 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の八十一 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の八十二 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

第三十五条の三の八十三 この章の規定は、次の方によつて行う個別信用購入あつせんに係る販賣又は提供の方法による販賣又は提供については、適用しない。

二 本邦外に在る者に対する行う個別信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販賣又は提供

三 国又は地方公共団体が行う個別信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販賣又は提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用

購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができ場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供の場合は、これらに對して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

□ 国家公務員法第八十条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。

六 不動産を販売する契約に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供による販売又は提供を含む。

七 第三十五条の三の五、第三十五条の三の七、第三十五条の三の九、第三十五条の三の十、第三十五条の三の十二及び第三十五条の三の十三の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供による販売又は提供に適用しない。

一 特定商取引に関する法律第二十六条第一項

第六号から第八号までの販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

二 特定商取引に関する法律第二十六条第六項各号の訪問販売及び同条第七項各号の電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

三 第三十五条の三の十の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供に適用しない。

一 特定商取引に関する法律第二十六条第三項に規定する役務の提供であつて訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものが同項に規定する主務省令で定める場合に該当する場合における当該役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

二 特定商取引に関する法律第二十六条第四項各号に規定する販売又は役務の提供で訪問販

売又は提供による販売又は提供

三 訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が特定商取引に関する法律第二十六条第五項第一号又は第二号の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

四 第三章の二 前払式特定取引

（前払式特定取引業の許可）

第一項 前払式特定取引は、経済産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 商品又は指定役務の前払式特定取引の方法による年間の取引額が政令で定める金額に満たない場合

二 指定役務が新たに定められた場合において、現に当該指定役務につき前払式特定取引の方法による取引を業として営んでいる者が、その定められた日から六ヶ月間に内に次条において準用する第十二条第一項の申請書を提出した場合には、その申請につき許可又は不許可の処分があるまでの間を含む。当該指定役務につき取引をするとき。

三 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した同号の指定役務についての前払式特定取引の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で営む場合

（準用規定）

第三十五条の三の六十二 第八条の規定は前払式特定取引に、第十二条及び第十五条から第二十九条までの規定は前払式特定取引を業として営む場合に準用する。この場合において、第八条第一号中「指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約」とあるのは「商品又は指定役務についての前払式特定取引の契約」と、同条第六号中「割賦販売」とあるのは「前払式特定取引及び旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）その他の政令で定める法律の規定に基づき前受金の保全のための措置を講じている者が当該法律の規定に基づいて行う前払式特定取引」と、第十二条第一項第四号中「前払式割賦販売の方法により販売しよ

うとする指定商品の種類」とあるのは「前払式特定取引の方法による取引をしようとする商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同条第二項、第十一条第一項第五号並びに第十九条第二項及び第三項中「前払式割賦販売契約款」とあるのは「前払式特定取引契約款」と、第十一条第一項及び第三項並びに第二十三条第四項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受けた者」と、第十八条の三第一項及び第二項並びに第十八条の五第一項中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第二十七条第一項中「商品の引渡し」とあるのは「商品の引渡し又は指定役務の提供」と読み替えるものとする。

第三章の三 指定受託機関

（指定）

第三十五条の四 第十八条の三第四項（前条において準用する場合を含む。）の指定（以下この章において「指定」という。）は、前受金保全措置としての供託委託契約に係る受託の事業（以下「受託事業」という。）を営もうとする者の申請により行う。

二 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 本店その他の営業所の名称及び所在地

三 資本金の額及び役員の氏名

前項の申請書には、定款、業務方法書、事業計画書、前受業務保証金供託委託契約款その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

三 定款の規定又は業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でない者

四 前受業務保証金供託委託契約款の内容が経済産業省令で定める基準に適合しない者

五 第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた者がなくなつた日から三年を経過しない者

七 役員のうちに次のいずれかに該当する者のいる者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けた者がなくなつた日から三年を経過しない者の指定を受けた者（以下「指定受託機関」という。）が第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消された場合において、その处分があつた日前三十日以内にその指定受託機関の役員であつた者で、その処分があつた日から三年を経過しないもの

二 指定を受けた者（以下「指定受託機関」という。）が第三十五条の十四第二項の規定により指定を取り消された場合において、その处分があつた日前三十日以内にその指定受託機関の役員であつた者で、その

（変更の届出）

第三十五条の六 指定受託機関は、第三十五条の四第二項各号の事項又は定款、業務方法書若しくは前受業務保証金供託委託契約款に記載し、若しくは記録した事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第三十五条の七 指定受託機関は、受託事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

（事業計画書等の提出）

第三十五条の八 指定受託機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(審査請求の手続における意見の聴取)

第四十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による处分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十九号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査

請求人に対し、相当な期間をにおいて予告した上、同法第十一條第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行つた後にしなければならない。

第四十二条 第三項の規定は、前項の意見の聴取に準用する。この場合において、同条第三項中「当該処分に係る者」とあるのは、「審査請求人」と読み替えるものとする。

第三項 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることが

(主務大臣)

第四十六条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一、商品に係る事項については、経済産業大臣

及び当該商品の流通を所掌する大臣

二、指定権利に係る事項については、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣

三、役務に係る事項については、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

四、第三十六条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提

供を行う事業を所管する大臣

五、第三十六条第二項の規定による消費経済審議会及び消費者委員会への諮問に関する事項については、経済産業大臣、内閣総理大臣及び

び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行なう事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行なう事業

(都道府県が処理する事務)
(権限の委任)

第四十七条 この法律に規定する主務大臣又は経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととができる。

第四十八条 この法律により主務大臣又は経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

第二章 第五章 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁又は三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、第十一條の規定に違反して前払式割賦販売を業として當んだとき。

二、第三十一条の規定に違反して包括信用購入を併科する。

三、第三十五条の三の二十三の規定に違反して個別信用購入あつせんを業として當んだとき。

四、第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

五、第三十五条の三の六十一の規定に違反してクレジットカード番号等取扱業

一、前払式特定取引を業として當んだとき。

二、第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反して支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供を依頼し、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供したとき。

三、第三十五条の三の五十九第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用し、又は第三者に提供したとき。

四、第三十五条の三の五十二の規定による命令に違反したとき。

五、第三十五条の十七の十の規定による命令に違反したとき。

六、第三十五条の二十九の規定による命令に違反したとき。

一、クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずして複製を作成すること。

二、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を行うこと。

三、正当な理由がないのに、有償で、クレジットカード番号等を提供し、又はその提供を受けた者も、第一項と同様とする。正当な理由がないのに、有償で提供する目的で、クレジットカード番号等を保管した者も、同様とする。

四、前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第一号又は第三号の違反行為をした者から特定信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

一、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用したとき。

二、第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反して支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供を依頼し、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供したとき。

三、第三十五条の三の五十九第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用し、又は第三者に提供したとき。

四、第三十五条の三の五十二の規定による命令に違反したとき。

五、第三十五条の十七の十の規定による命令に違反したとき。

六、第三十五条の二十四第一項の規定による命令に違反したとき。

一、第二十三条第二項(第三十五条の三の六十において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

二、第三十五条の二の十四第二項の規定による命令に違反したとき。

三、第三十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

四、第三十五条の二第三十五条の十四第二項の規定による命令に違反した指定受託機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれに併科する。

五、第三十五条の三の三十二第二項の規定による命令に違反したとき。

六、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

七、第三十五条の三の五十二の規定による命令に違反したとき。

八、第三十五条の二十四第一項の規定による命令に違反したとき。

九、第三十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

十、第三十五条の二十四第一項の規定による命令に違反したとき。

十一、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十二、第三十五条の三の五十二の規定による命令に違反したとき。

十三、第三十五条の三の五十二の規定による命令に違反したとき。

十四、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十五、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十六、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十七、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十八、第三十五条の三の三十九(第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

一 第三十条の五の三第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第三十条の六第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第三十五条の二の八第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十五条の三の二十一第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第三十五条の十七の規定による命令に違反したとき。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした許可割賦販売業者、供託委託契約の受託者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人、代理人、使用人の他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項（第十八条第二項（第三十一条の三の六十二において準用する場合を含む。）又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して前払式割賦販売又は前払式特定取引の営業を開始したとき。

二 第十八条の三第一項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して新たに前払式割賦販売又は前払式特定取引の契約を締結したとき。

三 第十九条の二（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、第十九条の二（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第二十条の三第四項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して前受業務保証金を供託しなかつたとき。

五 第三十五条の三の四十一第一項本文の規定に違反して、他の業務を行つたとき。

六 第三十五条の三の四十三第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは経済産業大臣の認可を受けず、又は経済産業大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

七 第三十五条の三の四十五（第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

八 第三十五条の三の五十一第一項の規定による業務及び財産に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に関する報告書を提出したとき。

九 第三十五条の三の五十三第一項の規定に違反したとき。

十 第三十五条の八第一項の事業計画書若しくは同条第三項の事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業計画書若しくは事業報告書を提出したとき。

十一 第二十五条の九の規定に違反して受託事業以外の事業を営んだとき。

第十五十三条 次の各号のいづれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の三の二第一項の規定に違反して示さなかつたとき。

二 第三条第四項、第二十九条の二第三項、第三十条第四項又は第三十五条の三の二第一項の規定に違反して表示しなかつたとき。

三 第三条第二項若しくは第三項、第四条、第二十九条の二第一項若しくは第二項、第二十九条の三、第三十条第三項、第三十条の二の三第四項若しくは第六項、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三项の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。

四 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の三第一項から第三項まで若しくは第五項の規定に違反して情報を提供しなかつたとき。

五 第三十条の二第四項、第三十五条の三の三四項、第三十五条の三の五第二項又は第三十五条の十七の八第五項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつたとき。

六 第三十条の五の五第三項又は第三十五条の二の四第三項の規定に違反して算定に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつたとき。

七 第四十条第一項、第二項、第五項から第七項まで、第九項、第十二項若しくは第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第四十条第三項、第四項、第八項又は第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつたとき。

九 第四十一条第十項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出したとき。

十 第四十一条第一項から第六項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録少額包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、指定受託機関又はクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項若しくは第二項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項、第三十五条の二の十三第一項、第三十五条の三の二十八第一項、第三十五条の三の五十第一項、第三十五条の六、第三十五条の七第一項、第三十五条の八第二項又は第三十五条の十七の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十五条の三の五十三第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による通知をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

第五十三条の三 第三十五条の十九第三項の規定に違反して、その名称又は商号中に認定割賦販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し第十四条又は第五十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条の六第二項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条の二第一項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 三 第二十六条第一項（第三十五条の三の三十五又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）、第三十五条（第三十五条の三において準用する場合を含む。）又は第三十五条の十七の十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした指定信用情報機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、管理人、業務を執行する社員若しくは清算人又は認定割賦販売協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条の三の三十八の規定に違反して、経済産業大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。
- 二 第三十五条の三の四十八又は第三十五条の十九第一項の規定に違反したとき。

第五十五条の三 第三十五条の三の四十九又は第三十五条の十九第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から、第三十三条の十九第二項の規定に違反した者は、第一年を経過した日から施行する。
(経過規定)

第五条及び第六条の規定は、この法律の適用を受ける前に締結した割賦販売の契約については、適用しない。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は
えない範囲内
する。たゞ、
ら、第三十条
一年を経過し
(経過規定)

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした指定信用情報機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、管理人、業務を執行する社員若しくは清算人又は認定割賦販売協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条の三の三十八の規定に違反して、経済産業大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

二 第三十五条の三の四十八又は第三十五条の十九第一項の規定に違反したとき。

第五十五条の三 第三十五条の三の四十九又は第三十五条の十九第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四〇年五月一八日法律第六 九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第八節、退職年金制度／第九節、職員团体／）に改める部分に限る。）、第十二条第六項の改正規定（同項第二号及び第十
三号を改める部分を除く。）、第九十八条の改正

規定、第一百一条の改正規定（同条第三項を削る部分に限る。）、第三章中第八節の次に節を加える改正規定、第一百十条第一項の改正規定（同項第二号を改める部分を除く。）及び第一百十一條の改正規定（「第十六号」を「第十五号」に改める部分に限る。）並びに次条（第六項から第九項までを除く。）、附則第六条、附則第九条、附則第十二条（第四十条第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く。）、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十三条、附則第二十七条及び附則第二十八条の規定は、政令で定める日から施行する。

二号）抄

（昭和四三年五月二九日法律第七
一）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条の次に二条を加える改正規定中第十八条の二にに関する部分及び附則第八項の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定中割賦販売法目次の改正規定（第三章の一に係る部分に限る。）及び同法第一正規定及び附則第十一条の規定 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 第二条の規定 公布の日から起算して一年九月をこえない範囲内において政令で定める日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 第二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に處する。

5 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

（経過規定）

第二条 第一条の規定による改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第四条又は第二十九条の三の規定は、この法律の施行前に締結した割賦販売又はローン提携販売の契約については、適用しない。

第三条 新法第四条の二第一項（新法第二十九条の四において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に割賦販売業者又はローン提携販売業者が受けた割賦販売又はローン提携販売の申込みについては、適用しない。

4 旧法第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された法人は、その取消しの日において、新法第二十三条第一項又は第二項の規定により許可を取り消されたものとみなす。

5 旧法第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消された場合は、その承継人又は当該登録者であつた者若しくはその承継人又は当該登録登録を取り消され、若しくは旧法第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除された場合における登録割賦販売業者であつた者との法律の施行前に締結した割賦販売契約又はこの法律の施行前に割賦販売の契約又はこの法律の施行前に割賦販売業者若しくはローン提携販売業者が受けた割賦販売若しくはローン提携販売の契約の申込み（この法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約を含む。）については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第四項の規定によりされている公告で、同条第一項の規定による営業保証金の取戻し（一部の営業所又は代理店を廃止したことによる取戻しを除く。）に係るものは、当該公告に係る申出をすべき期間内にその申出がなかつたときは、当該期間の満了の時に新法第十八条の五第三項の承認を受けたものとみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第二十九条第四項の規定によりされている公告で、同条第三項の規定による営業保証金の取戻しに係るものは、新法第二十九条第二項の規定によりされた公告とみなす。

8 この法律の施行の際現に前払式特定取引の方法による取引を業として営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間は、新法第二十九条の五の許可を受けたものとみなす。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

9 前項の規定により新法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第二十九条の六において準用する新法第十二条第一項第一号、

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に締結した契約で割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方 法、同条第二項に規定するローン提携販売の方 法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法(以下「割賦販売等の方法」という。)により同条第四項に規定する指定商品を販売するもの並びにこの法律の施行前に割賦販売法第三条第一項に規定する割賦販売業者、同法第二十九条の二第一項に規定するローン提携販売業者又は同法第三十条第二項に規定する割賦購入あつせん関係販売業者が受けた申込みで割賦販売等の方法により同法第二条第四項に規定する指定商品を販売する契約に係るもの及びこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約については、前条の規定による改正後の割賦販売法第四条の三第一項及び第五項(同法第二十九条の四及び第三十条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八号)抄(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八号)の施行の日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八号)の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年四月二三日法律第三四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聴聞会(不利益处分に係るものを除く。)又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前に地方法令(以下「国等の事務」という。)として実施するものほか、この法律の施行前に地方法令(以下「地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前に地方法令(以下「国等の事務」という。)として実施するものほか、この法律の施行後に地方法令(以下「地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。)

第二百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この法律の附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようによるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三项、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定(公布の日)

(委員等の任期に関する経過措置) 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から四十三まで 略
四十四 割賦販売審議会 (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律(民法等の一部改正に伴う経過措置)

法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改訂後のこれららの規定にかかわらず、なお従前の例による。

十一 割賦販売法第二十七条第一項第五号(罰則の適用に関する経過措置)

十二 割賦販売法第二十七条第一項第五号(罰則の適用に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰

一から十まで 略

第十九条 この法律の施行後にした行為に対する罰

一 对する罰則の適用については、なお従前の例

による。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一七日法律第二二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年六月一日から施行する。

(割賦販売法の一帯改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新割賦販売法」という。)第四条の二(新割賦販売法第二十九条の四第二項及び第三項の規定による改正前の割賦販売法を含む。)の規定は、この法律の施行前に購入者が旧割賦販売法第二条第二項第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入する特定契約を締結した指定商品に係る支払分又は弁済金又は弁済金に付けては、適用しない。

新割賦販売法第三十条の四及び第三十条の五の規定は、この法律の施行前に購入者が旧割賦販売法第二条第三項各号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入する特定契約を締結した指定商品に係る支払分又は弁済金又は弁済金に付けては、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的・社会的環境の変化に応じ、特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年一月二七日法律第

以下この条において同じ。)に係るものについては、適用しない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条及び附則第四条の規定(公布の日)

(罰則に関する経過措置)

二 第八条(第八条及び附則第四条の規定)

(施行期日) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

一 第八条及び附則第四条の規定

(罰則に関する経過措置)

二 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰

一 第八条及び附則第四条の規定

(罰則に関する経過措置)

二 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰

一 第八条及び附則第四条の規定

(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一二年一月二八日法律第

四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条において「新割賦販売法」という。)第四条の三、第二十九条の三の二及び第三十条の二の二の規定は、この法律の施行前に割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方又は同条第二項に規定するローン提携販売の方又は同条第三項に規定する割賦購入あつせん法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売する連鎖販売個人契約(当該連鎖販売契約以外の契約であつてその連鎖販売業に係る商品者しくは権利の販売又は役務の提供に係るものをおむ。)のうち、その連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約をいう。(以下同じ。)に係るものについては、適用しない。

2 新割賦販売法第五条の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売するものについては、適用しない。

3 新割賦販売法第八条(新割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で、割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法により指定商品若しくは指定権利を販売し、又は指定役務を提供するものについては、適用しない。

4 新割賦販売法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第二条第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入する連鎖販売個人契約を締結した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。

5 新割賦販売法第三十条の二の四の規定は、この法律の施行前に締結した連鎖販売個人契約で

割賦販売法第二条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売するものに係る割賦購入あつせんについては、適用しない。

新割賦販売法第三十条の四及び第三十一条の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第二条第三項各号に規定する割賦購入あつせんに係る購入する連鎖販売個人契約を締結した指定商品に係る支払分又は弁済金については、適用しない。

新割賦販売法第三十条の五の規定は、この法律の施行前に購入する連鎖販売個人契約を締結した指定商品に係る支払分又は弁済金については、適用しない。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的・社会的環境の変化に応じ、新規特商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月一日法律第六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一号抄)

この附則の規定によりなお従前の例によることがとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条第三十一条、第三十四条、第六十条第十二条、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同法附則第八十五条を加える改正規定並びに附則第三十条第三十一条、第三十四条、第六十条第十二条、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号抄)

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八号抄)

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一百四十二条の規定 この法律の公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同法附則第八十五条を加える改正規定並びに附則第三十条第三十一条、第三十四条、第六十条第十二条、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇二号抄)

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第一項及び第十一項並びに附則第五条第二十九項の規定 公布の日
二 略

三 第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十八号)の施行の日前となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三条の規定による改正後の割賦販売法(次項及び附則第五条において「新割賦販売法」という)第三十三条の二第一項第六号ハ及び第三十五条の三の二十六第一項第五号ハの規定の適用については、これらの規定中「第三十二条の一第七項」とあるのは、「第三十二条第七項」とする。

この法律の施行の日が資金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新割賦販売法第三十五条の三の四十九の規定の適用については、同条中「指定信用情報機関でない者(資金業法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者を除く。)」とあらわすのは、「指定信用情報機関でない者」とする。(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 新割賦販売法第四条の規定は、この法律の施行後に締結した契約で、新割賦販売法第二条第一項に規定する指定商品(以下「新指定商品」という)若しくは同項に規定する指定権利(以下「新指定権利」という)を販売し、又は同項に規定する指定役務(以下「新指定役務」という)を提供するものについて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、第三条の規定による改正前の割賦販売法(以下「旧割賦販売法」という)第二条第一項に規定する割賦販売法により同条第一項に規定する割賦販売の方法により同条第一項に規定する指定商品(以下「旧指定商品」という)若しくは同項に規定する指定権利(以下「旧指定権利」という)を販売し、又は同項に規定する指定役務(以下「旧指定役務」という)を提供するものについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧割賦販売法第三条第一項に規定する割賦販売業者(以下「割賦販売業者」という)、旧割賦販売法第二十九条の二第一項に規定するローン提携販売業者(以下「ローン提携販売業者」という)又は旧割賦販売

業者等」という)が受けた申込みで、旧割賦販売法第二条第一項に規定する割賦購入あっせん関係販売業者若しくは割賦購入あっせん関係役務提供事業者(以下「割賦購入あっせん関係販

売業者等」という)が受けた申込みで、旧割賦販売法第三十条第二項に規定する割賦購入あっせん関係販売業者若しくは割賦購入あっせん関係役務又は同条第三項に規定する割賦購入あっせん関係販

売業者等」という)が受けた申込みで、旧割賦販売法第二条第一項に規定する割賦購入あっせん関係販売業者若しくは旧指定権利を販売する契約又は旧指定役務を提供する契約に係るものについて適用する販売若しくは提供の方法(以下「旧割賦販売等の方法」という)により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売する契約又は旧指定役務を提供する契約に係るものについての旧割賦販賣法第四条の三、第二十九条の三の二及び第三十条の二の二に規定する書面の交付について

3 この法律の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者又は割賦購入あっせん関係販売業者等が受けた申込みで、割賦販売等の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売する契約若しくは旧指定役務を提供する契約に係るものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に割賦販売の方法により同条第一項に規定する割賦販売の方法によつて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、新割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販賣法第三十五条の三の二に規定する新割賦販賣法第三十五条の四又は第三十条の五

5 法律の施行後に締結した契約で、新割賦販賣法第二条第二項に規定するローン提携販賣の方法により新指定商品若しくは新指定権利を販売するものについては、なお従前の例による。

6 新割賦販賣法第二十九条の三の規定は、この法律の施行後に締結した契約で、新割賦販賣法第二条第二項に規定するローン提携販賣の方法により新指定商品若しくは新指定権利を販売し、又は新指定役務を提供するものについて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販賣法第三十五条の三の五第一項に規定する包拠信用購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約若しくは同項に規定する包拠信用購入あっせんに係る提供の方法により役務を提供する契約又は新割賦販賣法第三十五条の三の五第一項に規定する包拠信用購入あっせんに係る販売の方法によつて適用する

7 新割賦販賣法第二十九条の四において準用する新割賦販賣法第三十条の四又は第三十条の五の規定は、この法律の施行後に購入者又は役務の提供を受ける者が新割賦販賣法第二条第二項に規定するローン提携販賣の方法により購入する契約を締結した新指定商品若しくは新指定権利又は受領する契約を締結した新指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

8 新割賦販賣法第三十条の二の四又は第三十五条の三の十七の規定は、この法律の施行後に締結した包括信用購入あっせん関係受領契約又は新割賦販賣法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

9 新割賦販賣法第三十条の二の三第一項及び第

10 新割賦販賣法第三十条の二の三第四項又は第三十五条の三の八の規定は、この法律の施行後に締結した新割賦販賣法第二条第三項に規定する包拠信用購入あっせんに係る販売の方法によつて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販賣法第二条第一項に規定する個別信用購入あっせん関係役務提供契約(以下「個別信用購入あっせん関係役務提供契約」という)について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販賣法第二条第三項に規定する個別信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

11 新割賦販賣法第三十条の二の三第一項及び第

12 新割賦販賣法第三十条の三又は第三十五条の三の十八の規定は、この法律の施行後に締結した包括信用購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利の代金又は受領される旧指定役務の対価に相当する額の受領に係るものについては、なお従前の例による。

13 新割賦販賣法第三十条の二の三第三項の規定は、新割賦販賣法第二条第一項に規定する割賦販賣の方法により新指定商品若しくは新指定権利を販売し、又は新指定役務を提供するものについて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販賣法第二条第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約(以下「包括信用購入あっせん関係受領契約」という)について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販賣法第二条第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約(以下「個別信用購入あっせん関係受領契約」という)について適用し、この法律の施行後に締結した同条第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約(以下「包括信用購入あっせん関係受領契約」という)について適用し、この法律の施行後に締結した契約で、旧割賦販賣法第二条第一項に規定する包括信用購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利の代金又は受領される旧指定役務の対価に相当する額の受領に係るものについては、なお従前の例による。

14 新割賦販賣法第三十条の二の三第三項の規定は、新割賦販賣法第二条第三項第二号に規定する割賦販賣の方法により新指定商品若しくは新指定権利の代金又は受領される旧指定役務に係るものについては、なお従前の例による。

15 新割賦販賣法第六条の規定は、この法律の施行後に締結した契約で、新割賦販賣法第二条第一項に規定する割賦販賣の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定

金又は受領される旧指定役務の対価に相当する額の受領に係るものについては、なお従前の例による。

13 新割賦販売法第三十条の四、第三十条の五又は第三十五条の三の十九の規定は、この法律の施行後に購入者又は役務の提供を受ける者が新割賦販売法第二条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせん（以下「個別信用購入あつせん」という。）に係る購入又は受領の方法により購入する契約を締結した商品若しくは新指定権利又は受領する契約を締結した役務に係る支払分又は弁済金について適用し、この法律の施行前に購入者又は役務の提供を受ける者が旧割賦販売法第二条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入する契約を締結した旧指定商品若しくは旧指定権利又は受領する契約を締結した旧指定役務に係る支払分又は弁済金については、なお従前の例によること。

14 この法律の施行の際現に旧割賦販売法第三十条の登録を受けている者（以下「既存登録者」という。）は、この法律の施行の日から起算して六月以内に、新割賦販売法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類を添付して、同条第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

15 前項の規定による申請は、新割賦販売法第三十三条の三第一項の規定による変更登録の申請とみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「次」の各号の第三項、第三十二条第二項、第三十三条並びに「」とあるのは、「第十五条第三項、第三十三条及び一と「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「次」の各号のいづれか」とあるのは、「第六号から第十号までのいづれか」と読み替えるものとする」とす。

16 経済産業大臣は、前項において読み替えて適用する新割賦販売法第三十三条の三第二項において準用する新割賦販売法第三十三条第一項の登録をしようとするときは、新割賦販売法第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

17 第十四項の規定に違反した者は、新割賦販売法第三十三条の三第一項の規定に違反したものとされる。

18 とみなして、新割賦販売法第三十四条の二第二項の規定を適用する。

19 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に

20 第十四項の規定に違反し罰金の刑に処せられた者は、新割賦販売法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

21 新割賦販売法第三十五条の三の九第一項の規定は、この法律の施行前に新割賦販売法第三十五条の三の二に規定する個別信用購入あつせん業者（以下「個別信用購入あつせん業者」という。）に相当する者が受けた申込みで、新割賦販売法第三十五条の三の九第一項各号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信

22 新割賦販売法第三十五条の三の九第三項の規定は、この法律の施行前に締結した契約で、同項各号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当するものについては、適用しない。

23 新割賦販売法第三十五条の三の十一の規定は、この法律の施行前に個別信用購入あつせん契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係るものについては、適用しない。

24 新割賦販売法第三十五条の三の十二の規定は、この法律の施行前に個別信用購入あつせん契約又は個別信用購入あつせん関係販賣契約若しくは個別信用購入あつせん関係販賣契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約についても、同様とする。

25 新割賦販売法第三十五条の三の十一の規定は、この法律の施行前に個別信用購入あつせん契約又は個別信用購入あつせん関係販賣契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に相当する契約に係るものについては、適用しない。

26 新割賦販売法第三十五条の三の二十三の規定は、この法律の施行に個別信用購入あつせん関係販賣契約等に相当する契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に相当するものについては、適用しない。

27 経済産業大臣の権限であつて第十四項から第十七項までの規定に基づくものは、既存登録包

括信用購入あつせん業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

28 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、指定信用情報機関、認定割賦販売協会又は認定割賦販売協会会員であると誤認されるおそ

れのある文字を用いている者については、新割賦販売法第三十五条の三の四十九並びに第三十

5条の十九第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

29 新割賦販売法第四十六条第四号に定める主務大臣又は新割賦販売法第四十六条第五号に定められた主務大臣は、この法律の施行の日前においても新割賦販売法第三十五条の三の二十六第一項第二号若しくは第四十条第九項（密接関係者の定めに係るものに限る。）に規定する政令又は新割賦販売法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のために消費経済審議会に、又は政令で定めるところにより、消費経

済審議会及び消費者委員会に諮問することができる。

第六条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる罰則に関する経過措置

（第六条の規定による罰則）

(政令への委任)
第七条 附則第三条から前条までに規定するもの

のほか、この法律による改正後の特定
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律による改正後の特定
商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会

設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行
の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる
規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日
(处分等に関する経過措置)

第四条 この法律による改正
前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含
む。以下「旧法令」という。)の規定によりさ
れた免許、許可、認可、承認、指定その他の処
分又は通知その他の行為は、法令に別段の定め
があるもののほか、この法律の施行後は、この
法律による改正後のそれぞれの法律(これに基
づく命令を含む。以下「新法令」という。)の
相当規定によりされた免許、許可、認可、承
認、指定その他の処分又は通知その他の行為と
みなす。

二 この法律の施行の際現に旧法令の規定により
されている免許の申請、届出その他の行為は、
法令に別段の定めがあるもののほか、この法律
の施行後は、新法令の相当規定によりされた免
許の申請、届出その他の行為とみなす。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により報
告、届出、提出その他の手続をしなければなら
ない事項で、この法律の施行日前にその手続が
されていないものについては、法令に別段の定
めがあるもののほか、この法律の施行後は、こ
れを、新法令の相当規定によりその手續がされ
ていないものとみなして、新法令の規定を適用
する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設
置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織
法第十二条第一項の省令としての効力を有
するものとする。

法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定め
があるもののほか、この法律の施行後は、新法
令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣
府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政
組織法第十二条第一項の省令としての効力を有
するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法
律の附則においてなお従前の例によることとさ
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を経過した日から施行する。

二 附 則 (平成二四年八月一日法律第五三号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、
第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第
十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条
及び第三十一条第二項の規定 公布の日から
起算して六月を超えない範囲内において政令
で定める日 で定める日

三 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。

四 附 則 (平成二八年六月三日法律第六〇号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。

五 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

六 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴え提起できないと
された場合にあっては、当該他の不服申立てが
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したもの(訴え提起の提起
については、なお従前の例による)。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を経過した日から施行する。

二 附 則 (平成二四年八月一日法律第五三号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、
第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第
十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条
及び第三十一条第二項の規定 公布の日から
起算して六月を超えない範囲内において政令
で定める日 で定める日

三 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。

四 附 則 (平成二八年六月三日法律第六〇号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。

五 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

六 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の規定 公布の日
二 第三十五条の三の十二の改正規定及び第三
十五条の三の十三第七項の改正規定並びに附
則第六条及び第七条の規定 特定商取引に関
する経過措置)

二 附則第十一条の規定 公布の日
三 第三十五条の三の十二の改正規定及び第三
十五条の三の十三第七項の改正規定並びに附
則第六条及び第七条の規定 特定商取引に関
する経過措置)

附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

二 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

三 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

四 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

五 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

六 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。

七 附 則 (平成二八年一二月九日法律第九九号)抄

(營業保証金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条
の二第一項の規定に基づく営業保証金の取戻し
に関する手続を行っている者についての当該営

業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

2

この法律の施行の際現に旧法第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の規定に基づく権利の実行に関する手続を行っている者についての当該権利の実行については、なお従前の例による。

3

この法律の施行の際現に旧法第三十五条の三において準用する旧法第六十六条第一項の規定により當業保証金を供託している者（第一項の旧法第三十五条の二第一項（同項前段に限る。）の規定に基づく當業保証金の取戻しに関する手続を行っている者を除く。）は、当該供託に係る當業保証金を取り戻すことができる。

4

前項の規定による當業保証金の取戻しは、施行日前に当該當業保証金につき旧法第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申し出がなかった場合でなければ、することができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りでない。

前項に規定するもののほか、第三項の規定による當業保証金の取戻しに関する必要な事項は、法務省令・經濟産業省令で定める。

前項に規定する登録包拠信用購入あっせん業者と旧法第二条第三項による當業保証金の取戻しに関する必要な事項は、

（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する経過措置）

前項の規定による當業保証金の取戻しは、

（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する経過措置）

前項の規定による當業保証金の取戻しは、

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録に関する経過措置）

前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの撤回等に関する経過措置）

第六条 新法第三十五条の三の十二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第二号施行日」といいう。）前に旧法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あっせん業者が受けた申込みで、旧法第三十五条の三の十第一項第三号若

しくは第六号の個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約に係る旧法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約に係るもの若しくは第二号施行日以後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約又は第二号施行日に締結された契約で、旧法第三十五条の三の十第一項第三号若しくは第六号の個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約に係る旧法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約については、適用しない。

（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

契約について適用し、施行日前に締結したこの法律による改正前の割賦販売法（以下「旧法」という。）第三十条の二の三第一項に規定する包括信用購入あつせん関係受領契約についての書面の交付については、なお従前の例による。

新法第三十条の二の三第六項の規定は、施行日以後に締結する同条第五項に規定する契約について適用し、施行日前に締結した旧法第三十条の二の三第四項に規定する契約についての書面の交付については、なお従前の例による。

（包括信用購入あつせん関係受領契約に係る契約の解除等の制限に関する経過措置）

第三条 新法第三十条の二の四第一項の規定は、施行日以後に締結する新法第三十条の二の三第一項に規定する包括信用購入あつせん関係受領契約について適用し、施行日前に締結した旧法第三十条の二の二第一項に規定する包括信用購入あつせん関係受領契約についての催告については、なお従前の例による。（カード等の交付等の禁止の廃止に関する経過措置）

第四条 旧法第三十四条第一項の規定による命令は、新法の規定の適用については、新法第三十四条の二第二項の規定による命令であつて新法第二条第三項第一号に規定するカード等を交付し又は付与してはならない旨の命令を含むものとみなす。

旧法第三十四条の二第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による登録の取消しは、新法の規定の適用については、新法第三十四条の二第二項の規定による登録の取消しとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規

定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 （施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日